鈴木　泰　　鈴木　良威　　鷲見　卓也
諏訪　昌幹　　関　　平　　善如寺邸五郎
平良　宗芳　　高木　雅俊　　高岸秀次郎
高島　博　　高橋　和義　　高橋　昭夫
高橋　信夫　　高林　廣己　　高柳　勝夫
高山　秀雄　　多賀　中主　　田川大吉郎
瀧野　一夫　　竹内　明聖　　竹田　精賢
武田　邦三　　竹安　文三　　多胡　利美
田阪　泉　　田代　文雄　　田島　光之
橘　正年　　谷口　孝　　谷崎　茂一
玉城　盛輝　　大工原愼一　　千原　昭嗣
築出　繁昭　　辻　弘　　辻村　起勇
土田　冨雄　　土屋　達雄　　筒井　一雄
寺内　幸雄　　戸田　譲一　　登内　收
殿村　政雄　　富所　務　　中神　時雄
中込　賢　　中沢　清　　中澤　明敏
中澤　祐爾　　中出口喜代治　　中西　達雄
中野　益男　　中道　保　　中村　恒夫
中村　範夫　　中村　久吉　　中森　英樹
長崎　勝　　長澤　次雄　　長澤　信康
永田　理　　永田　利夫　　長友　格
永沼　治　　長根　強　　長村　範高
永森　博　　永山　孝　　名木田笑子
那須　五郎　　奈部川金治　　奈良木茂正
成田　徳夫　　成瀬　惇朗　　新津　秀材
西川　勇　　西川　禎海　　西口　秋夫
西澤　和人　　仁科　芳文　　野口耕三郎
野口　俊介　　橋浦　清司　　野口耕三郎
長谷川　仁　　長谷川希清　　長谷部光哉
秦　祐昌　　旗野　睦夫　　花井巳代治
原　堆　　原田　義雄　　春名　敬美
引田　賢次　　人鳥　登　　平井　賢三
平尾　育男　　平田　一郎　　平野　範里
平松　幹雄　　深井　隆一　　深見　悌一
福田　和藏　　福永　茂雄　　福原　房之
福本　幹夫　　藤田　謹平　　藤田　孝則
二木　福治　　船越　信　　古三　渭三
外前田盛雄　　保坂　和人　　星子　正昭
細三　朝之　　細田　祐司　　堀岡　眞
本多　寛　　前川　清作　　増子　敏夫
松岡　宏　　松岡　幸雄　　松下　與
松谷　高生　　松田　哲郎　　松本　健二
馬原　芳隆　　三池　三郎　　水田　好臣
三浦　清司　　三上　良榮　　水野　良弘
溝　力　　南　和夫　　宮坂　浩基
宮三　喜敏　　宮三　肇　　室谷　正昭
三好　慶昭　　牟田口俊子　　目黒　猛弘
毛利　喜宣　　森　直幹　　森　宏
森　正實　　森元　誠　　森本　亘
守安　一行　　矢尾　敏子　　安井　勤
柳澤　慶治　　簗瀬　清　　山岡　一夫
山三　英夫　　八巻　英男　　山口　明
山崎　孝次　　山崎　義弘　　山崎　清
山崎　昭明　　山本　泉　　湯淺　芬
横濱　陽一　　横山　清登　　芳崎　勝三
吉田　和義　　吉田　幸市　　吉田　克
吉田　泉洲　　吉田　隆一　　吉田　忠雄
吉田　吉美　　吉村乙比古　　依田　和巳
米津　稔　　頼本　豊　　若松　常一
脇田　茂　　渡邊　[illegible]　　渡辺　昭清
渡邊　平一　　渡邊　正己　　蟠田　浩
瑞宝双光章を授ける（各通）
赤間　清一　　荒屋鋪正夫　　大原　一己
小三　三郎　　鴛田　矩雄　　曽我部原治
田中庄太郎　　内藤　博美　　波田野年成
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月一日）

皇室事項

認証官任命書

九月二十七日午後六時十五分、宮中において、復興副大臣浜田昌良及び内閣府副大臣赤間二郎の認証官任命式が行われた。

官庁報告

国家試験

第80回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第80回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

平成29年10月2日

厚生労働大臣　加藤　勝信

1　試験の種類及び日時　第二種作業環境測定士試験　平成30年2月13日（火）午前10時から

2　試験地　北海道、宮城県、千葉県、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県

3　受験資格

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(2)　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(3)　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程以外の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(4)　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(5)　機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(6)　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第7に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(7)　職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。(9)において「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第3の2に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「昭和60年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第1の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧職業訓練法」という。）第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(8)　職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第2に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第3に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第1の普通訓練課程及び旧職業訓練法第9条第1項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(9)　職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。(11)において「昭和53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第9条第1項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後4年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの